

決議案第1号

ロシアによるウクライナへの侵略に対し断固抗議し即時解決を求める決議

上記の議案を会議規則第13条第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和4年3月25日提出

提出者	寒川町議会議員	佐藤正憲
賛成者	寒川町議会議員	小泉秀輔
	同	茂内久代
	同	青山木博
	同	山田政博
	同	山上秀樹
	同	橋本修一
	同	柳田雅子
	同	天利薫
	同	横手隆旭
	同	杉崎隆之
	同	岸本優
	同	吉田悟朗
	同	太田真奈美
	同	黒沢善行
	同	関口光男
	同	佐藤一夫

ロシアによるウクライナへの侵略に対し断固抗議し即時解決を求める決議

2月24日、ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻が始まり、この侵攻により、ウクライナで暮らす多くの一般市民の尊い生命が奪われ、脅威に晒され続けている。この軍事侵攻によって、市民の生命・財産・自由、そして子どもたちの未来までも奪う行為は、国連憲章と国際法に違反する行為であることは明白であり、また我が国を含む国際社会の平和と秩序、安全で安心な暮らしを脅かすものでもあり、断じて容認できるものではない。

また、ロシアのプーチン大統領が、ロシアが核保有国であることを誇示し、核兵器使用を示唆したことは、唯一の戦争被爆国である日本国民として断じて許すべきではなく、今日の世界においても決して許されることではない。核兵器廃絶平和都市宣言を掲げる寒川町として、また、日本国憲法が掲げる平和主義の観点からも、このことは決して看過できるものではない。

よって、寒川町議会は、ロシアによるウクライナへの侵略による主権侵害や攻撃に対し強く抗議し、ロシア軍の攻撃停止と即時撤退、早期の平和的解決を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月25日

寒 川 町 議 会